

班内回覧

令和8年2月

地域の皆様

静岡理工科大学

学生部長 國持 良行

アパート退去時のマナーについて 学生にこのように告知しております

平素は本学学生の生活にご支援ご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

本学では、毎年この時期に、学生の転居に伴うゴミの不始末で地域の皆様にご迷惑をお掛けしないよう、添付の注意文をアパート生活者に配布すると共に、卒業研究指導教員からも口頭で注意を行い、アパート退去時のゴミ迷惑投棄の防止に努めています。

しかし、残念ながら指導が行き渡らず、ご迷惑をおかけする事があるかと存じます。その際はしかるべき対処したいと存じますので、下記までご連絡をお願いします。

連絡先 静岡理工科大学 学務課

0538-45-0114

アパート生活者全員配布用

静岡理工大学 学務課

アパート等退去時のマナーについて 引越しの際のゴミ等の処分

卒業修了が迫ってきましたが、例年、本学生がアパートを退去する際、引越しゴミや粗大ゴミの放置等でアパート周辺住民の皆さんに迷惑しているという苦情が、大学はじめ袋井市役所、アパート管理会社へ寄せられています。

アパートを退去する際には下記の注意事項をよく読み、社会人としてのマナーを守ってください。

I. 引越しゴミの処理 引越しゴミは日常生活でのゴミとは違い大量に発生します。近隣住民に迷惑をかけるため引越しゴミは通常のゴミ集積所には出せません。この書類を参考に、定められた方法で処理をして下さい。万が一通常ゴミとして集積所に出した場合、地元自治会より大学に連絡がありますので、ゴミを出した学生を呼び出し処分してもらうことになります。

※「燃やせるゴミ」「燃やせないゴミ」はしっかりと分別しないと受取ってもらえない場合。
・大学では処理が出来ないので、大学には一切持ち込まないこと。

※ 資料は袋井市の HP より引用しています



引っ越し、大掃除、草刈り、庭の手入れなどで一時的に多量に出るごみや粗大ごみなどの家庭ごみを自分で直接持ち込むこともできます。搬入車両は2トン車以下に限ります。

⚠ 事業活動に伴って排出される産業廃棄物等は持ち込みできません。

※ごみを車から下ろす作業は、搬入者ご自身で行っていただきます。

※年末年始や大型連休の前後は、大変混み合いますので、早めの搬入をお願いします。

※市では、ごみ運搬に利用する軽トラック（公用車）の貸出等はしていません。

1 燃やせるごみ

有料

出せるもの：生ごみ・紙くず・木片・木製家具・草木枝・壺・布団・革製品・その他プラスチック・スポンジなど

搬入方法 中遠クリーンセンター MAP A へ直接持ち込む

搬入時間 月～金曜日：9時～12時 13時～17時 土曜日：9時～12時（日曜日・祝日・年末年始を除く）

料金 ごみ重量 10kg未満80円 10kg以上は10kgにつき163円

（税込） *計算後に10円未満切捨

サイズ 木製家具など 高さ：2m×幅：1.3m×奥行：1m以内に解体してください。

木・枝 太さが直径12cm以内のものは、長さ2m以内に切ってください。

太さが直径12cm以上のものは、長さ1m以内に切ってください。

⚠ 令和7年4月現在の金額となりますので、今後消費税率の変更や料金見直し等により、金額が変更する場合がありますのでご注意ください。

※剪定枝・刈草は、中遠クリーンセンターにも出せますが、リサイクル推進のため、できるかぎり下記2のリサイクル事業者に出しましょう。

※剪定枝・刈草を搬入する場合は、できる限り他の可燃ごみと分別し、剪定枝・刈草のみで搬入して下さい。

※多量に搬入される方に、職員が搬入物の内容について伺う場合があります。また、住所確認のため免許証の提示をお願いしていますので、予めご了承願います。

※搬入は、最大積載量2t以下かつ車長5.5m以下の車両をお願いします。

2 剪定枝・刈草

有料

市では、刈草や剪定枝のリサイクルを推進しています。下記事業所では、刈草や剪定枝を堆肥としてリサイクルしています。出せるもの：生木（未加工の樹木・枝葉等）・草（刈草・刈芝）・茶の木（根付含む）・竹（根以外）・根

搬入方法 (株)ハケ代造園 環境事業部（リサイクルセンター） MAP D へ直接持ち込む

搬入時間 月～土曜日：8時30分～17時00分（祝日営業 日曜日・年末年始は除く）※点検等に伴う臨時休業有

料金（税込）生木 10円/kg 草 15円/kg 竹 15円/kg 茶の木 20円/kg 根30円/kg

サイズ 長さ2m以内に切ってください。

⚠ 令和7年4月現在の金額となりますので、今後消費税率の変更や料金見直し等により、金額が変更する場合がありますのでご注意ください。

※草木回収所（QRコード参照）の御利用も可能です。

3 資源ごみ（金物・小型電化製品）・埋立ごみ（がれき類）

有料

出せるもの：金物製品・小型電気製品、スチール家具、ソファー・マットレス（スプリング入り）、電池類、蛍光管、ライター、がれき類（土・砂は除く）など（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を除く⇒P14）

(1) 金物製品・小型電化製品、パソコン、携帯電話、電池類、蛍光灯、ライター

(2) がれき類（土砂を除く）

搬入方法 中遠広域粗大ごみ処理施設 MAP C へ直接持ち込む

搬入時間 月～金曜日：9時～12時 13時～16時30分（土曜日・日曜日・祝日・年末年始は除く）

料金（税込）：軽自動車・普通車及び最大積載量0.5t以下の車両 520円/台

0.5tを超える、1.0t以下の車両 1,040円/台

1.0tを超える、1.5t以下の車両 1,570円/台

1.5tを超える、2.0t以下の車両 2,090円/台

⚠ 令和7年4月現在の金額となりますので、今後、消費税率の変更や料金見直し等により、金額が変更する場合もありますのでご注意ください。

パソコンは、PCリサイクルマークがついていないものも回収します。

パソコン・携帯電話の個人情報は、出人が責任を持って各家庭で消去してください。

注意
引越しゴミは、収集日であっても通常のゴミ集積場に出来ません。この文書を読んで近隣住民に迷惑を掛けない引越しをすること！

II. 公共料金等の精算

電気、水道、ガス、インターネット、NHK等は中止の連絡は、アパート管理会社と連絡を取り指示を受けること。各自で行うことになった場合は、以下を参考に連絡し料金を精算すること。

電気：中部電力ミライズ㈱ 0120-429-291 (AI自動受付専用ダイヤル)

水道：袋井市役所上下水道課経営管理係 0538-84-6058

ガス：(さまざまなのでアパート管理会社に連絡を取り確認すること)

インターネット：プロバイダー先

NHK: <https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/AddressChangeMenu.do> にて手続きが行えます。

III. 料金自動引落しの廃止

家賃、公共料金等の自動引落しを金融機関と契約している場合は、料金精算引落しの期日を勘案した上で、廃止手続きを各自で行うこと。

IV. 転居手続き

次の住まいが確定した後に最寄りの郵便局で「転居届」を提出すること。転居届を出すことで、その先1年間は旧住所に届いた郵便物が届け出た新住所へ転送されます。

クレジットやローンを組んでいる学生はそれぞれの会社にも転居届を忘れずに提出して下さい。それぞれ書式が異なりますので、各自で間合せて手続きを行うこと。

V. 自転車・オートバイの処理

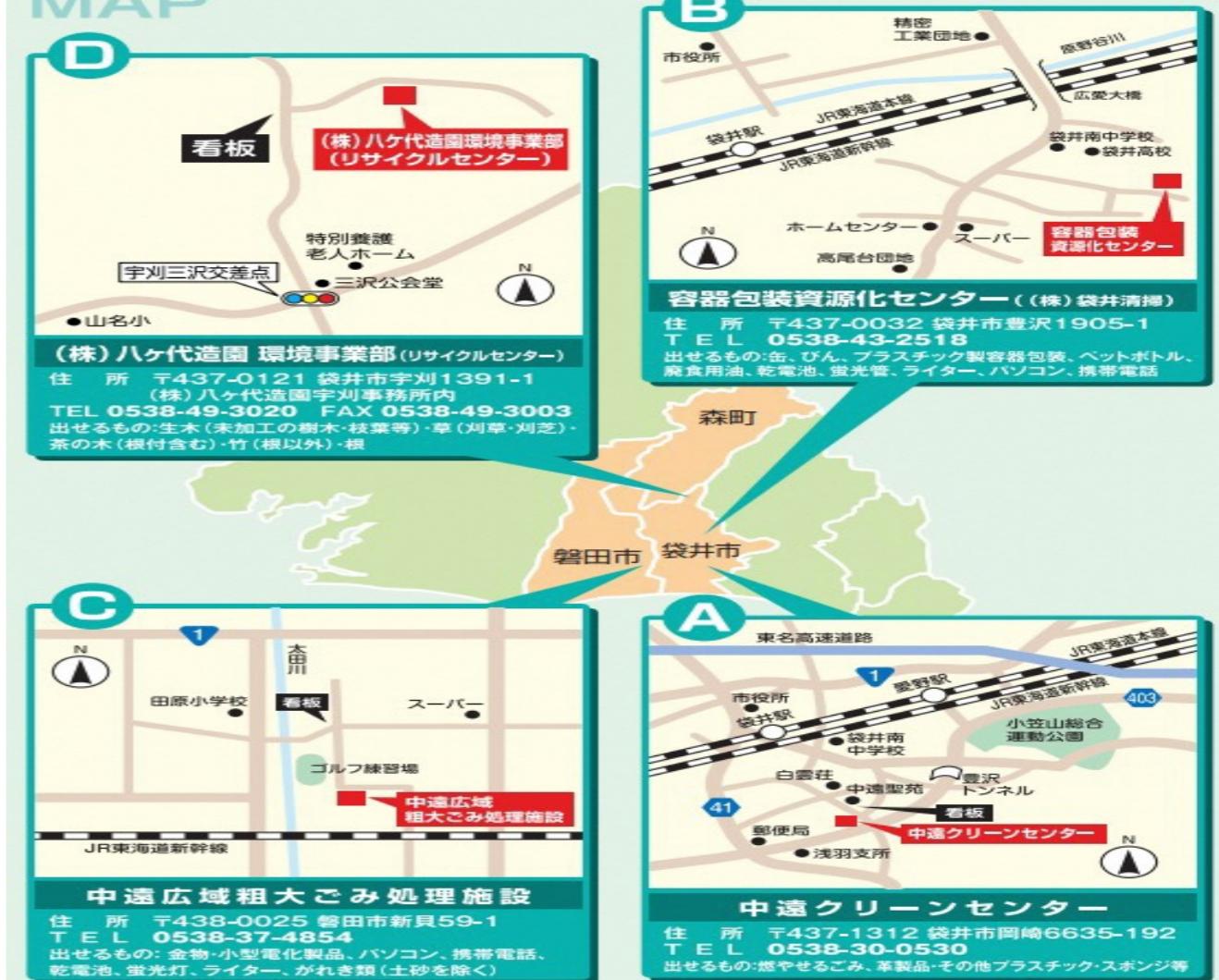
後輩や友人への譲渡等は、販売店などに相談し名義変更手続きを忘れずに行うこと。譲り受けた後輩や友人が警察に呼び止められた際、車両所有者と使用者が異なると盗難車両と間違われるなどの迷惑を被る場合があります。

大学の駐輪場や市営駐輪場には絶対に放置しない事。所有者を割出するので、後で引取りに来る事となります。

VI. 退去日程の連絡

アパート管理会社には遅くとも1ヶ月前までには退去日程を連絡し、退去の際の室内外の清掃等については指示を受けること。また、最後に立ち去る際にアパート管理会社立会いのもとで、部屋の状況確認をしてもらうこと。

MAP





家電リサイクル

●家電メーカーによりリサイクルされます

市では収集できません

有料



拠点回収



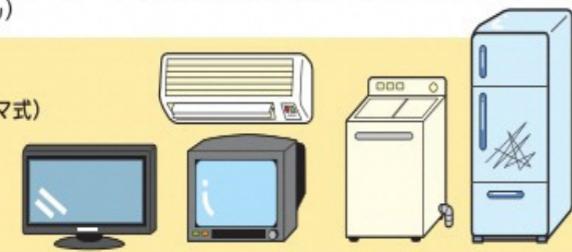
パソコンリサイクル

無料 拠点回収・窓口回収に出す
有料 自己搬入
有料または無料 メーカーに回収を申し込み

家電リサイクル法の施行により、家電メーカーにリサイクルが義務付けられたため、市では収集できません。(解体しても収集できません)

対象品目

- テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ式)
- エアコン
- 冷蔵庫・冷凍庫
- 洗濯機・衣類乾燥機



1「買ったお店」「買い換えるお店」「市内の協力店」の小売店に依頼する場合



リサイクル料金(目安)
 料金※下記参照
 収集運搬料金※販売店により異なります。
 合計支払料金

2 指定引取場所へ持ち込む場合

事前に郵便局でリサイクル料金を支払い、受けとった「家電リサイクル券」を製品に貼り、指定引取場所に持ち込む。

※メーカーによってリサイクル料金が異なりますので、事前にメーカー名を確認しておいてください。

料金

リサイクル料金(目安)

(主要メーカーR4.4現在)1台あたり

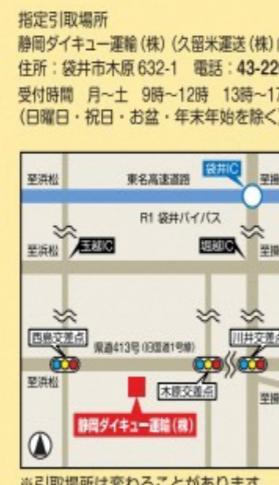
テレビ	16型以上	3,700円
(ブラウン管・液晶・プラズマ式)	15型以下	3,100円
エアコン		2,000円
冷蔵庫・冷凍庫	171L以上	5,600円
	170L以下	5,200円
洗濯機・衣類乾燥機		3,300円

令和4年4月現在の金額となりますので、今後消費税率の変更や料金見直し等により、金額が変更する場合がありますのでご注意ください。

3 粗大ごみ戸別収集を利用する場合

市が許可した民間事業者による戸別収集ができます。(有料) 「粗大ごみ戸別収集」⇒P13へ

リサイクル料金の問い合わせ先
 一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター 受付時間: 9時~17時(日・祝日を除く)
 電話: 0120-319-640



※引取場所は変わることがあります。

粗大ごみ戸別収集

有料

高齢者や自家用車を所有していない世帯、引っ越しで発生した多量の粗大ごみ等を自分で各処理施設へ自己搬入できない方を対象に、市が許可した民間事業所が有料で本人に代わって処分を行うことができます。

▲事業活動に伴って排出される産業廃棄物等は収集できません。

■出せるもの タンス、机、家電製品などで、一方の長さが40cm以上のごみ、多量の引越ごみ

★印の事業所は、家電リサイクル品(テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)も取り扱います。

申込方法及び料金

電話で取扱事業者へ申し込んでください。収集運搬料金は、取扱事業所により異なりますので、直接取扱事業所へ確認してください。

※取扱事業所の連絡先等については、変更する場合がありますので、最新の状況は袋井市ホームページをご覧ください。

万が一ルールから外れたゴミ投棄をした場合、

捨て主を調べ出し遠方に転居した後でも袋井まで引き取りにきてもらいます。

ごみの出し方についての詳細は、袋井市役所 HP を参照のこと
<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/31/gomi/index.html>

資源・埋立ごみは原則として、各地域にて行っている月2回の回収に出していただきますが、仕事等の都合により、地域の回収に出すことが困難な方に向けて、日曜日にも回収を行います。

※当日は、駐車場もしくは、出入り口で混雑が予想されます。

駐車台数には限りがございますので、車には十分注意して搬入してください。

★出入口付近の道路上への駐車はおやめください。

回収日・場所・時間・回収するもの

回収日	場所	時間	回収するもの
毎週日曜日 (年末年始等を除く)	中遠クリーンセンター 多目的広場 東側駐車場 (袋井市岡崎6635番地の192)	午前9時~11時	缶、びん、金物・小型電化製品 資源プラスチック、ペットボトル、革製品・その他プラスチック・スポンジ等、廃食用油、電池類、蛍光管、がれき類、ライター、古布(衣類のみ)、パソコン、携帯電話
毎週月~金曜日 (祝日・年末年始等を除く)	容器包装資源化センター えこのば 【(株)袋井清掃】 (袋井市豊沢1905番地の1) P12 MAP ③へ	午前9時~12時 午後1時~4時	上記品目のうち、革製品・その他プラスチック・スポンジ等、古布、れんが、ブロック等の大型のがれきを除く全品目
毎週土・曜日 (年末年始等を除く)		土曜:午前9時~12時 日曜:午前9時~12時	

対象 袋井市民の方はどなたでも無料で利用できます。

出し方 ※ごみを車から下ろす作業は、搬入者ご自身で行っていただきます。

・地域の資源・埋立ごみ回収と同じように分別してコンテナ等に入れてください。

・コンテナに入らない大きさのものは回収できません。

・回収できるものは、袋井市内の家庭ごみに限ります。

・事業活動により生じたごみは回収できません。

1回に出せる量は、1品目あたり回収用コンテナ1個分までとします。

▲台風等で中止する場合は、市ホームページ、メローねっと等でお知らせします。

パソコンは、PCリサイクルマークがついていないものも無料で回収します。

パソコン・携帯電話の個人情報は、出人が責任を持って各家庭で消去してください。

古布・パソコン・携帯電話は、自治会ごとの集積所では回収しませんので、ご注意ください。



パソコンは、小型家電リサイクル法により市が回収する方法と、パソコンリサイクル法によりメーカーが回収する方法があります。

対象となる機器

- デスクトップパソコン本体
- ノートパソコン
- 液晶ディスプレイ
- ブラウン管式ディスプレイ

▲購入時に本体に標準添付されていたマウス、キーボード、電源コード等も一緒に回収します。



対象外の機器

プリンターやスキャナーなどの周辺機器、ワープロ専用機は「金物・小型電化製品」⇒P6へ



処分方法

1 拠点回収時に持ち込む(無料) 「拠点回収」⇒P13へ

2 公共施設での窓口回収(無料)

《回収するもの》 パソコン(上記の対象となる機器を参照)、携帯電話

《出し方》 市役所: ①1階受付(総合案内)の職員に、パソコン・携帯電話の処分のため来庁した旨を伝える。
 ②環境政策課職員が1階受付まで来た後、職員に渡す。

浅羽支所: 1階市民サービス課の職員に渡す。

《時間》 月~金曜日: 8時30分~17時(土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除く)

▲事業活動に伴って排出されるパソコン・携帯電話は回収できません。

パソコンは、PCリサイクルマークがついていないものも無料で回収します。

パソコン・携帯電話の個人情報は、出人が責任を持って各家庭で消去してください。

3 中遠広域粗大ごみ処理施設への自己搬入(有料) 「自己搬入」⇒P11へ

メーカーに回収を申し込み

PC リサイクル
 ※左記マークが貼付されているものは、リサイクル料金が購入時に支払われているため、新たな料金負担はありません。

※受付窓口は各メーカーのホームページや製品のマニュアルなどをご参照ください

※回収するメーカーがないパソコン(自作パソコン、倒産・撤退メーカー製、個人輸入したパソコンなど)は、一般社団法人パソコン3R推進協会へ申し込みください

一般社団法人パソコン3R推進協会

TEL 03-5282-7685 FAX 03-3233-6091

受付時間 月~金(土・日・祝日を除く) 9時~12時 13時~17時

ホームページ: <http://www.pc3r.jp>

ごみの持ち去り行為

平成28年度より、資源ごみの持ち去りは静岡県警察にて「窃盗罪」として取り扱うこととなりました。

各自治会の収集場所からごみを持ち去る行為を発見した時は、日時、場所、車種、車体の色、ナンバーなどを控え、「110番」してください。ただし、自ら声かけして注意をしたり、不審車両を追跡したりすることは、危険を伴う場合がありますのでおやめください。

不法投棄は犯罪です

ごみをみだりに捨てることは、ごみの不法投棄にあたる犯罪です。市では、不法投棄を防止するためパトロールやごみの撤去を行っていますが、山間部や河川敷などの不法投棄が後を絶ちません。

不法投棄を見つけたら…

ごみの不法投棄現場を目撃、発見した時は、日時、場所、捨てられた物、量、車種、車体の色、ナンバーなどを下記へご連絡ください。

ただし、注意をしたり、不審車両を追跡したり、無断で私有地に立ち入ることは、危険を伴う場合がありますのでおやめください。

連絡先 ◆袋井警察署 TEL 0538-41-0110 ◆市役所廃棄物対策課 TEL 0538-84-6057

◆袋井警察署中央交番 TEL 0538-42-3700 ◆袋井警察署浅羽交番 TEL 0538-23-3032

◆袋井警察署山梨交番 TEL 0538-48-6702 ◆袋井警察署山梨交番 TEL 0538-48-6702

【参考】不法投棄をした場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第25条の規定により、「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」という処罰が科せられます。

